

# 公立大学法人大阪府立大学大学評価基本方針

公立大学法人大阪府立大学（以下「本学」という。）における大学評価は、この方針に基づき行う。実施に当たっては、公立大学法人大阪府立大学計画・評価会議（以下「計画・評価会議」という。）並びにその下に設置する公立大学法人大阪府立大学計画・評価委員会（以下「計画・評価委員会」という。）、公立大学法人大阪府立大学教員業績評価実施委員会及び大阪府立大学工業高等専門学校評価専門部会（以下「高専評価専門部会」という。）が、部局計画・評価委員会と連携して、効果的に行うものとする。

## 第1 目的

本学における大学評価は、本学の教育、研究及び社会貢献等の活動について、一層の活性化を促すとともに、教育・研究等の質の向上を図り、本学の理念・目標を達成し、社会的責任を果たすことを目的として実施する。

## 第2 定義

- (1) 法人評価とは、地方独立行政法人法第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づき大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会が行う本学の評価をいう。
- (2) 認証評価とは、学校教育法第 109 条第 2 項（第 123 条において準用する場合を含む）に規定する認証評価機関が行う本学の評価をいう。
- (3) 自己点検・評価とは、学校教育法第 109 条第 1 項（第 123 条において準用する場合を含む）に基づき本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- (4) 部局とは、各学域・学部・研究科、各学系・部門、高等教育推進機構、研究推進機構、学術情報センター、学生センター、教育推進本部、研究推進本部、国際・社会連携推進本部、理事長室、総務部をいう。

## 第3 評価の種類

大学評価は、法人評価、認証評価、自己点検・評価及び教員業績評価とする。

## 第4 法人評価の実施

法人評価については、関係法令及び評価機関の定めるところにより実施する。

## 第5 認証評価の実施

認証評価については、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校において、関係法令及び評価機関の定めるところにより実施する。

## 第6 自己点検・評価の実施

- (1) 自己点検・評価については、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校において、実施要領を策定し、概ね3年ごとに実施する。
- (2) 大阪府立大学の自己点検・評価は、大学及び部局を単位として実施する。

## 第7 教員業績評価の実施

教員業績評価については、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校において、別に定めるところにより実施する。

## 第8 教員活動情報データベースシステムの活用

大学評価の実施に当たっては、教員活動情報データベースシステムを活用することとし、その方策については、計画・評価委員会において定める。

## 第9 評価結果の公表

大学評価の結果の公表は、刊行物への掲載やホームページへの掲載等広く周知を図ることができる方法によることとし、その具体的な内容及び手段は計画・評価委員会及び高専評価専門部会において定める。

#### 第10 評価結果の活用

- (1) 計画・評価会議は、大学評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについて、その改善に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。
- (2) 計画・評価委員会及び部局計画・評価委員会は、基本方針に基づき、大阪府立大学における改善方策及び改善計画を策定する。学長は、これを受け、部局等に改善の実施を要請する。
- (3) 高専評価専門部会は、基本方針に基づき、大阪府立大学工業高等専門学校における改善方策及び改善計画を策定する。校長は、これを受け、学内に改善の実施を要請する。

附 則

この基本方針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成29年4月1日から施行する。